

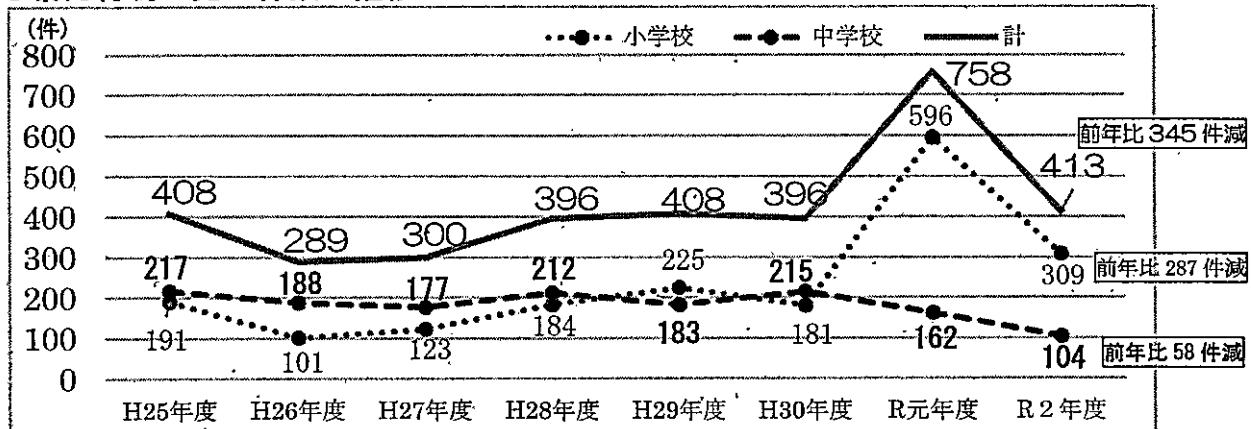
令和2年度横須賀市立小中学校における  
児童生徒の問題行動等の状況調査の結果について

横須賀市教育委員会事務局  
学校教育部支援教育課

本調査の結果は、文部科学省による「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び神奈川県が実施した「令和2年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」における本市の状況をまとめたものです。

**1 暴力行為について**

○暴力行為の発生件数の推移



○暴力行為の1,000人あたりの発生件数

(件)

年度	横須賀市			神奈川県			全国		
	小学校	中学校	小中計算値	小学校	中学校	小中計算値	小学校	中学校	小中計算値
H29年度	12.1	18.4	14.3	12.6	16.0	13.6	4.4	8.9	5.9
H30年度	9.9	22.5	14.2	13.7	16.4	14.5	5.7	9.3	6.8
R元年度	33.3	17.4	27.9	15.5	15.8	15.6	6.8	9.1	7.5
R2年度	17.7	11.4	15.6	13.6	8.6	12.1	6.5	6.9	6.6

※ 文部科学省による「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び神奈川県が実施した「令和2年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」の調査結果から横須賀市が独自に算出した数値を一部掲載しています。

※ 神奈川県は公立小中学校のみ（中等教育学校前期課程を除く）、全国については、公立学校のみ（義務教育学校及び中等教育学校前期課程を含む）の数値となっています。

※ 令和2年度調査では暴力行為の「故意に有形力を加える行為」という定義に基づく対応基準を神奈川県全体で確認し、各校に計上すべき事案について再度周知を図りました。

○学年別加害児童生徒数

(人)

年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
H29年度	12	23	32	21	15	30	41	92	62
H30年度	14	16	38	25	34	20	87	80	58
R元年度	42	29	38	45	70	48	48	71	32
R2年度	25	26	30	39	60	29	59	32	26

## ○暴力行為内訳

(件)

年度	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		合計	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
H29年度	35	25	175	107	0	2	15	49	225	183
H30年度	29	23	136	144	6	0	10	48	181	215
R元年度	163	16	389	98	1	0	43	48	596	162
R2年度	85	9	198	64	3	2	23	29	309	104

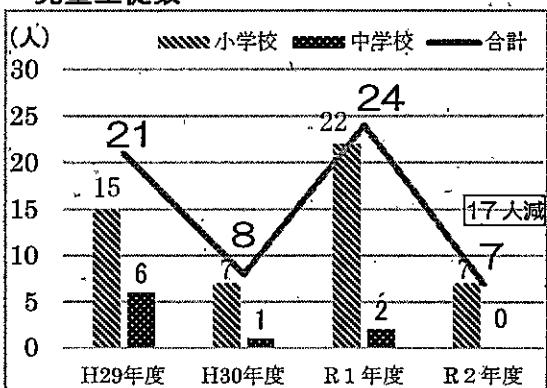
暴力行為の発生件数は、小中学校ともに減少しています。

しかし、1,000人あたりの発生件数は、県、全国の数値を上回っています。

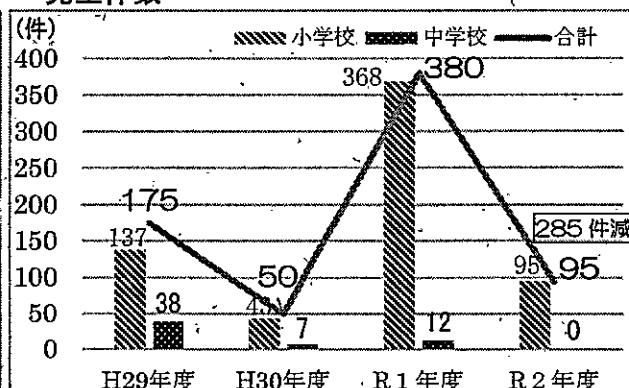
- ・小中学校における暴力行為の発生件数は、前年度より345件減少（小学校で287件減少、中学校で58件減少）し、413件でした。
- ・学校が児童生徒に対し個別の指導・支援を行うとともに、心理や福祉の専門家の見立てを生かし、児童生徒の特性を把握し、指導・支援の改善に努めたことで、暴力行為を5件以上繰り返す児童生徒数が減少しました。併せて、5件以上繰り返す児童生徒が起こした発生件数も減少しました。また、コロナ感染症対策として、休校、分散登校期間が設けられ、登校日数が減少したこと、感染症対策としてソーシャルディスタンスを意識した生活が行われ生徒同士の身体接触が減ったことも、発生件数の減少に影響していると考えられます。
- ・学年別加害児童生徒数では、小学校5年生が最も多く60件でした。これは落ち着いた環境がない学級で暴力行為が繰り返し発生したことにより、特定の学校で著しく増加したことが関連しています。
- ・暴力行為の内訳では小中学校ともに「生徒間暴力」が最も多く、小学校で198件、中学校で64件でしたが、令和元年度の数値からは減少しています。

## ○暴力行為を繰り返す（5件以上）児童生徒に関する状況

児童生徒数



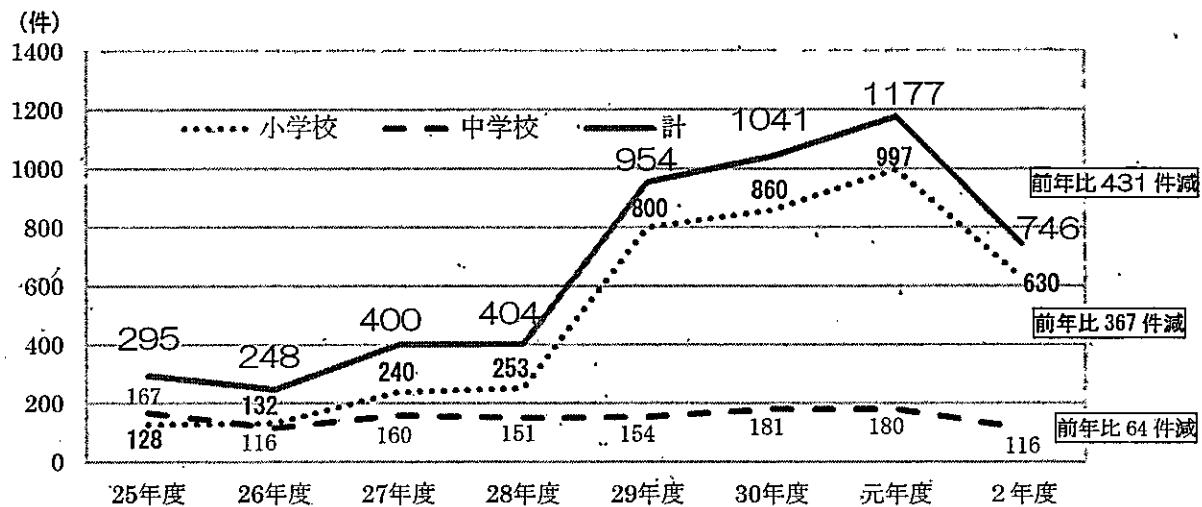
発生件数



- ・暴力行為を5件以上繰り返す児童生徒数は前年度より17人減少し「7人」で、うち6人は小学校中学年児童でした。発生件数は前年度より285件減少し「95件」でした。
- ・暴力行為を繰り返す背景には、「規範意識の低さ」「友だちとの人間関係をうまく構築できないこと」「学習が理解できないこと」等の本人の課題、「家族関係の中でのストレスや葛藤」等の家庭における課題等が複雑にからみあってることが考えられます。

## 2 いじめについて

### ○いじめの認知件数の推移



### ○いじめの解消率(年度末時点)、1,000人あたりの認知件数

年度	区分	横須賀市			神奈川県			全国		
		校種	小学校	中学校	小中計算値	小学校	中学校	小中計算値	小学校	中学校
平成30年度	解消率(%)	75.8	87.8	77.9	76.1	76.7	76.2	84.7	82.8	84.3
	1,000人あたり	47.0	18.9	37.3	44.7	23.3	38.1	66.5	31.2	55.1
令和元年度	解消率(%)	83.9	88.3	84.5	76.9	78.2	77.2	83.5	81.6	83.2
	1,000人あたり	55.8	19.4	43.3	50.8	25.8	43.1	76.4	34.5	62.9
令和2年度	解消率(%)	77.8	82.8	78.6	70.5	70.5	70.5	77.4	76.9	77.3
	1,000人あたり	36.1	12.7	28.1	43.4	18.1	35.6	67.1	26.5	53.9

・令和3年7月20日時点の横須賀市の解消率 小学校:97.9% 中学校:100% 小中計算値:98.3%

- ※ 国は、いじめが「解消している」状態について、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月）継続していること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることという2つの要件を示しています。神奈川県もこれに基づいて調査を実施しています。
- ※ 平成29年3月「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定により、いじめの定義が明確となり積極的な認知が求められるようになりました。このため平成29年度は本市でも認知件数が倍増しています。
- ※ 文部科学省による「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び神奈川県が実施した「令和2年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」の調査結果から横須賀市が独自に算出した数値を一部掲載しています。
- ※ 神奈川県は公立小中学校のみ（中等教育学校前期課程を除く）、全国については、公立学校のみ（義務教育学校及び中等教育学校前期課程を含む）の数値となっています。

いじめの認知件数は、小中学校ともに減少しています。

1,000人あたりの認知件数は、全国との比較では、少ない現状です。

- ・本市の小中学校におけるいじめの認知件数は、前年度より431件減少し「746件」でした。これは各校が「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見及び迅速な初期対応に取り組むとともに、コロナ禍において児童生徒に「思いやりを持った言動を心がけること」を様々な場面で繰り返し指導する機会があったことが影響していると考え

られます。また、コロナ感染症対策として休校、分散登校期間が設けられ、登校日数が減少したこと、認知件数の減少に影響していると考えられます。

- 令和2年度の1月から3月に認知したいじめの状況も含め、令和3年7月20日時点で調査したところ、解消率は98.3%でした。これは、各校において年度を越えて情報が引き継がれ、解消に向けた指導・支援、見守りが続けられた結果であると捉えています。

#### ○学年別いじめの認知件数の推移

(件)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
平成29年度	75	119	143	123	160	180	57	70	27
平成30年度	112	156	117	176	175	124	98	61	22
令和元年度	126	132	144	176	214	205	95	56	29
令和2年度	100	95	101	131	146	57	61	32	23

認知件数は、小学校5年生が最も多い、中学校では学年が上がるにつれて減少しています。

- 小学校で認知件数が多いのは、担任が長時間クラスの児童と共に生活することにより、いじめを認知しやすい状況にあるためと考えられます。特に小学校5年生の児童は、心身ともに大きな成長が見られる一方、発達の個人差も大きく見られます。このため、自己に対する肯定的な意識を持てずに劣等感を持ちやすい時期でもあり、認知件数が多くなっていることが考えられます。また、小学校5年生の児童は暴力行為の加害児童数が60件と最も多く、被害児童の多くが心身の苦痛を訴えたことでいじめの認知件数の増加につながったと考えられます。
- 中学校で認知件数が少ないのは、全国の傾向と同様です。中学校では、生徒が心の成長により、適切な人間関係を築くことができるようになってくること、生徒自身が友人関係のトラブルや喧嘩、いじめを区別して受け止められるようになり、いじめを訴えることが少なくなっていることが影響していると考えられます。

#### ○いじめの態様

区分	小学校		中学校	
	件数(件)	構成比	件数(件)	構成比
①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	321	51.0%	78	67.2%
②仲間はずれ、集団による無視をされる。	80	12.7%	12	10.3%
③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	135	21.4%	13	11.2%
④ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	34	5.4%	3	2.6%
⑤金品をたかられる。	3	0.5%	1	0.9%
⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	41	6.5%	5	4.3%
⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	43	6.8%	5	4.3%
⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	22	3.5%	15	12.9%
⑨その他	26	4.1%	3	2.6%

※複数回答のため、件数の合計は認知件数と合わない。また、構成比の合計は100%を超える。

構成比は、各区分における認知件数に対する割合

いじめの態様は、小中学校ともに「冷やかしやからかい」の割合が最も高く、「パソコン等によるひぼう・中傷」の割合が増加する傾向にあります。

- ・いじめの態様については「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が小中学校ともに最も多く、構成比は小学校では 51.0%、中学校では 67.2% となっています。
- ・「パソコン等でのひぼう・中傷等」の構成比は、小学校では 3.5%、中学校では 12.9% となっており、小中学校ともに、年々増加する傾向にあります。
- ・本市では情報リテラシー教育について児童生徒・保護者に啓発のためのリーフレット（よこすかスマホ・SNS スタンダード）を配付するとともに、リーフレットの活用を促すための指導教材を作成し学校に提供する等、啓発活動に努めていますが、児童生徒指導担当者研修講座等で活用を促すなど、さらなる推進が必要です。

#### ○各学校におけるいじめ問題に対する日常的な取組

区分	小学校(46校)		中学校(23校)		計	
	回答数(校)	割合	回答数(校)	割合	回答数(校)	割合
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	46	100.0%	23	100.0%	69	100.0%
いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	23	50.0%	15	65.2%	38	55.1%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかる問題を取り上げ、指導を行った。	46	100.0%	23	100.0%	69	100.0%
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促したりした。	26	56.5%	14	60.9%	40	58.0%
スクールカウンセラー、相談員、委託教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	41	89.1%	19	82.6%	60	87.0%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	27	58.7%	14	60.9%	41	59.4%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	46	100.0%	23	100.0%	69	100.0%
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	13	28.3%	12	52.2%	25	36.2%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	15	32.6%	8	34.8%	23	33.3%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	33	71.7%	20	87.0%	53	76.8%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	46	100.0%	23	100.0%	69	100.0%
いじめ防止対策推進法22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	46	100.0%	23	100.0%	69	100.0%

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合型の取組の割合は減少しています。

- ・各学校におけるいじめの問題に対する日常の取組として、「職員会議等を通じたいじめの問題における教職員間の共通理解」、「道徳や学級活動の時間での指導」「学校いじめ防止基本方針の公表とそれに即した活動と、その見直し」はすべての学校が取り組んでおり、組織的な対応につながっています。
- ・市内小中学校全体で「いじめに関する校内研修会の実施」が 55.1%（前年比 5.8 ポイント減）。「児童・生徒会活動等を通じた取組」が 58.0%（前年比 17.4 ポイント減）「PTA・地域といじめ問題について協議した」が 36.2%（前年比 11.6 ポイント減）なっており、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合型の取組の割合は減少しています。

### 【暴力行為・いじめ問題に対する今後の取組】

暴力行為やいじめ問題に対する今後の方策として、学校では、未然防止のための支援と、児童生徒間でトラブルが起きたときのきめ細かな指導が必要です。特にいじめ問題に対しては、各校が「学校いじめ防止基本方針」に基づく、いじめの未然防止、早期発見及び迅速な初期対応をはじめとした、組織的な取組を引き続き推進していくことが重要です。

教育委員会は、各学校に対して事案に応じた未然防止に向けた取組と対応策について、指導助言を行うとともに、学校と関係機関の連携のサポートや、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を推進します。

### 3 長期欠席・不登校について

#### ○長期欠席児童生徒のうち、不登校、病気等のそれぞれの人数(小中学校合計)

(人)

分類	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年度比
長期欠席	999	944	987	1,113	1,134	21人増
不登校	705	708	774	795	809	14人増
病気	216	150	136	174	151	23人減
経済的理由	0	0	1	0	1	1人増
新型コロナウィルスの感染回避					58	
その他	78	86	76	144	115	29人減

\*長期欠席…1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒。その理由として、「病気」「経済的理由」「その他」「不登校」に分類。

\*不登校…何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（病気や経済的な理由によるものを除く）。

\*新型コロナウィルスの感染回避…

新型コロナウィルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでないと校長が判断したものの数。令和2年度から新設。

\*その他…上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウィルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

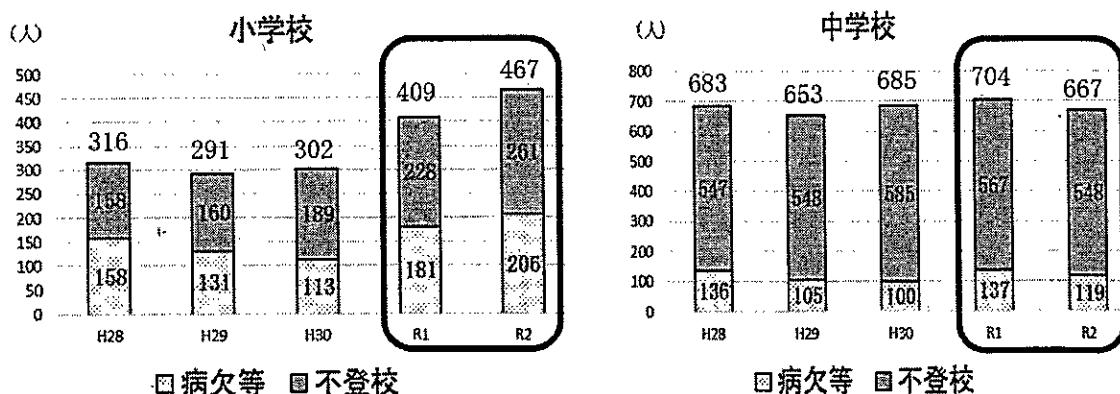
「その他」の具体例：・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者。

・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者。

・「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる者。

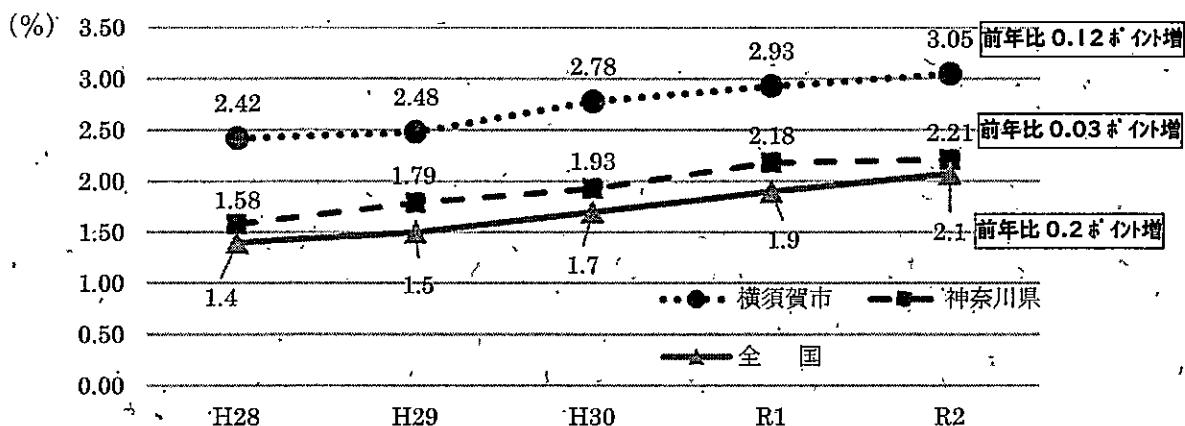
・長期欠席児童生徒数は、1,134人で前年度に比べて、21人増加しています。そのうち不登校児童生徒数は、809人で14人増加しています。

#### ○長期欠席児童生徒数の推移



長期欠席児童生徒数、不登校児童生徒数のどちらも、前年に比べ、小学校では増加し、中学校では減少しました。

## ○不登校児童生徒の出現率



横須賀市の不登校児童生徒の出現率は、県や全国と比較して高い割合です。

## ○学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合

	小学校(%)	中学校(%)	小・中学校(%)
平成28年度	25.3	29.6	28.7
平成29年度	24.4	25.9	25.6
平成30年度	17.5	22.7	21.4
令和元年度	28.5	29.6	29.3
令和2年度	36.0	29.2	31.4

\*将来の社会的自立に向けた支援の在り方が重要であることから、不登校児童生徒のうち、「学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合」を新たに記載します。

\*不登校児童生徒数に対する「指導の結果、登校できるようになった児童生徒数」と「継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒数」を合わせた人数の割合を表した「改善率」は、「令和2年度小中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査」では、「継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒数」の項目がなくなったため、記載していません。

小学校で、学校外の機関及び校内支援体制の中で、専門的な相談・指導を受けていない不登校児童の割合が増えています。

- 各施設における制限や外出・面会に対する不安等、コロナ禍が少なからず影響していると考えられますが、専門的な相談・指導を受けていない不登校児童の割合が増加したことは課題であると考えます。学級担任一人で抱え込むことがないよう、学校内外の支援リソースの積極的な活用を一層推進する必要があります。
- 学校外の機関としては、教育委員会教育相談、相談教室、児童相談所、病院等が挙げられます。校内支援体制においては、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ふれあい相談員、登校支援相談員等が専門的な相談・指導を行います。
- スクールカウンセラーは、児童生徒との面接だけでなく、児童生徒の様子から本人が困っているポイントを見極めたり、学級集団全体の傾向をつかんだりして、適切な支援方法について教職員に助言すること等も大切な役割としています。

## ○学年別 不登校児童生徒の人数

(人)

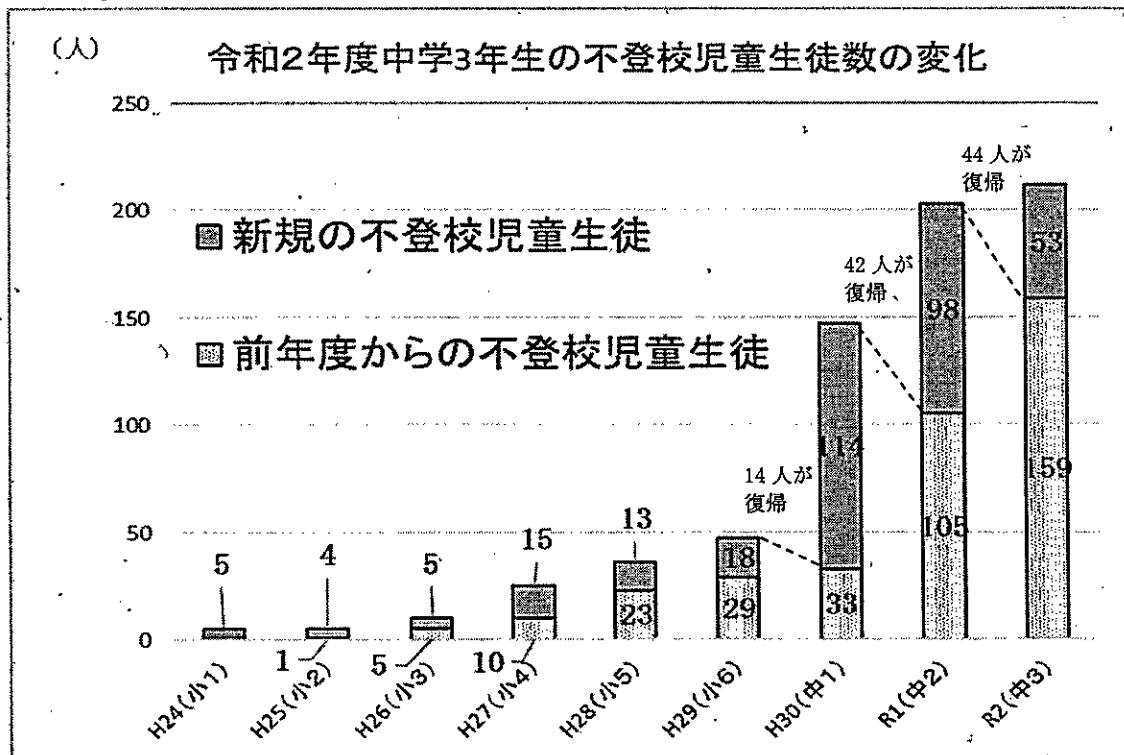
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
平成28年度	6 (6)	13 (7)	20 (14)	27 (17)	36 (13)	56 (20)	162 +92 (122)	176 (52)	209 (37)	705 (288)
平成29年度	13 (13)	13 (9)	18 (10)	23 (14)	46 (26)	47 (18)	148 +100 (92)	203 (67)	197 (49)	708 (298)
平成30年度	16 (16)	22 (18)	23 (15)	28 (20)	36 (22)	64 (32)	147 +79 (114)	222 (93)	216 (49)	774 (379)
令和元年度	4 (4)	27 (20)	37 (20)	33 (26)	55 (35)	72 (46)	143 +50 (96)	203 (98)	221 (62)	795 (407)
令和2年度	14 (14)	14 (13)	44 (31)	51 (28)	59 (40)	79 (51)	122 (101)	214 (87)	212 (53)	809 (418)

\* ( ) 内は、新規の不登校児童生徒数です。

不登校児童生徒数は中学校1年生で急増する傾向があります。

- 同一集団における小学校6年生から中学校1年生にかけての不登校児童生徒の増加人数に着目すると、年々減少する傾向がみられます。中学校1年生での不登校生徒の急増という課題に対して、小中一貫教育等、各学校が取組を続けてきた成果であると考えます。

## ○同一集団(令和2年度中学3年生)の経年変化



中学校1年生と2年生で、新規の不登校生徒数が著しく増加しています。

- 中学校1・2年生での新規不登校は、学習や人間関係づくり、学校生活のきまり等に関連した不安が高まることと強く関連していると考えられます。
- 中学校3年生では「進路に向けた取組」が登校につながる例が多くみられます。

## ○要因別不登校児童生徒の人数

(人)

区分 学校種		学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路にかかる不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のぎりぎり等をめぐる問題	入学、転居入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安
小学校	①主たるもの (一人1つ必ず選択)	0	19	5	9	0	0	2	2	11	20	1	26	133
	②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)	0	2	2	7	0	0	1	1	2	18	1	8	6
中学校	①主たるもの (一人1つ必ず選択)	0	47	8	14	1	3	1	11	8	24	7	45	318
	②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)	0	23	1	42	14	2	4	8	6	8	8	16	5

- ・小学校では「親子の関わり方」といった家庭に係る状況が影響しやすいことがうかがえます。
- 中学校では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」や「学業の不振」といった学校に係る状況が強く影響しており、小・中学校間で違いがみられます。
- ・小学校・中学校ともにコロナ禍で外出が減り、ゲームやインターネット等に触れる機会、テレビの視聴時間等が増えたことは、生活リズムの乱れにつながったと考えられます。

## ○欠席日数別不登校児童生徒の人数

区分	欠席日数	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
小学校	30~89日	92人 ( 58.2 % )	87人 ( 54.4 % )	108人 ( 57.1 % )	136人 ( 59.6 % )	145人 ( 55.6 % )					
	90日以上	66人 ( 41.8 % )	73人 ( 45.6 % )	81人 ( 42.9 % )	92人 ( 40.4 % )	116人 ( 44.4 % )					
	出席10日以下	14人	8人	7人	17人	23人					
	出席0日	3人	2人	1人	6人	10人					
中学校	合計人数	158人	160人	189人	228人	261人					
	30~89日	232人 ( 42.4 % )	234人 ( 42.7 % )	226人 ( 38.6 % )	197人 ( 34.7 % )	203人 ( 37.0 % )					
	90日以上	315人 ( 57.6 % )	314人 ( 57.3 % )	359人 ( 61.4 % )	370人 ( 65.3 % )	345人 ( 63.0 % )					
	出席10日以下	38人	49人	62人	59人	67人					
全体	出席0日	11人	13人	21人	12人	18人					
	合計人数	547人	548人	585人	567人	548人					
	30~89日	324人 ( 46.0 % )	321人 ( 45.3 % )	334人 ( 43.2 % )	333人 ( 41.9 % )	348人 ( 43.0 % )					
	90日以上	381人 ( 54.0 % )	387人 ( 54.7 % )	440人 ( 56.8 % )	462人 ( 58.1 % )	461人 ( 57.0 % )					
	出席10日以下	52人	57人	69人	76人	90人					
	出席0日	14人	15人	22人	18人	28人					
	合計人数	705人	708人	774人	795人	809人					

\* ( ) は、不登校児童生徒数における各区分の割合。

欠席日数が90日以上の不登校児童生徒の割合は、小学校より中学校が高くなっています。

- ・中学校で重篤な不登校が増えますが、登校を目的とした支援だけでなく、生徒の実態を踏まえた、社会的自立に向けた支援と肯定的な関わりを意識することが大切です。

## 【不登校に対する今後の取組】

不登校に対する方策として、新規で不登校となる児童生徒を増やさないための、「未然防止」の取組が重要です。令和元年度から「魅力ある学校づくり調査研究事業（国立教育政策研究所）」の委託を受け、不登校の未然防止に焦点を当て、2年間の研究に取り組んだ中学校では、定期的に生徒へのアンケートを実施し、その結果をもとに、授業改善に努めたり、意図的に人間関係づくりの活動を取り入れたりしました。取組前の平成30年度と取組後の令和2年度を比較すると、新規不登校生徒が14人から7人に減少し、不登校児童生徒の出現率も10.9%から4.4%に低下するなど、成果がみられました。令和3年度からは、新たに別の中学校区でも取組をはじめていますので、研究校での、全ての児童生徒を対象とした「分かる授業づくり」「居場所づくり」「絆づくり」を通した「魅力ある学校づくり」の取組とその成果を、市内の学校に広げていきます。

また、市内における不登校支援の好事例を取りまとめ、令和3年4月に、小中学校の全教員に不登校支援のための参考資料として配付しました。学校と関係機関が連携した個別の状況に応じた適切な支援の充実を図るため、今後も具体的な取組を積極的に周知していきます。

さらに、不登校の要因についての分析・研究を進めます。例えば、有効であった支援事例を不登校の要因別で整理することや、同一集団の不登校児童生徒数の経年変化、集団規模、発達の段階との関係に着目して本市の不登校の傾向を探ることなどが考えられます。その考察を踏まえて、取組の焦点化を図っていきます。